

平成 27 年度環境省調達改善計画（概要）

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）等に基づき、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組や実施体制の整備について定める。

1. 重点的な取組

- (1) 一者応札等となった原因等の把握
- (2) 一者応札等の解消に向けた取組
- (3) 少額随意契約の更なる改善

2. 継続的な取組

- (1) 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用
- (2) 適正な契約方式の適用
- (3) 一者応札となっている契約の見直し
- (4) より適正な価格での調達に向けた取組

3. 実施状況の把握及び自己評価の実施

上半期終了後及び年度終了後に実施状況を取りまとめ、自己評価を行い、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。

4. 調達改善の推進体制等

- (1) 本計画を推進するため、調達改善推進チームを設置する。
- (2) 外部有識者から意見を求める。
- (3) 人材育成、情報の共有等

5. その他

- (1) 計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。
- (2) 調達改善計画の策定要領に改定があった場合や計画の進捗状況等を踏まえ必要と判断される場合等には、所要の見直しを行うものとする。
- (3) 調達の改善にあたっては、グリーン購入法や環境配慮契約法等の調達に係る諸政策に十分配慮して行うこととする。
- (4) 外局及び地方支分部局等においても、調達する財・サービスの種類や組織の特性を踏まえて、より適切な取組となる範囲で実施する。

平成 27 年度環境省調達改善計画

環境省においては、平成 25 年度に公共工事等が 668 億円、物品・役務等が 1,029 億円の計 1,697 億円規模の調達を行ったところである。

平成 27 年度にあっては、東日本大震災の復興対策に係る予算及び地球温暖化対策事業に係る予算額が増加したこと等に伴い、調達の規模も拡大しているため、予算の適正な執行に資するためには、調達の透明性及び競争性ととともに、調達する財・サービスの質を確保することがより重要となる。

については、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組や実施体制の整備について以下のとおり計画を策定し、調達の改善に取り組むものとする。

1. 重点的な取組

(1) 一者応札等となった原因等の把握

① 調達改善の取組内容

平成 27 年 1 月より応札・応募者が一者となり、又は応札・応募者がおらず不調となる契約案件（以下「一者応札等」という。）について、入札・企画競争説明会（以下「説明会」という。）に参加したが、応札しなかった者に対し、アンケート調査を実施することとし、取組を開始したところである。

平成 27 年度においては、アンケートの回答を、対象となった契約案件の業務担当者へその都度還元し、同年度類似業務や次年度業務の調達の際に改善を図ることとし、難しい場合はその理由を整理する。

また、アンケート調査の結果等については、分析を加えながら、環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会（以下「第三者委員会」という。）にも報告し、原因等の把握に努める。

② 調達改善の目標

アンケート調査の対象見込み：60 件、回収率：90%程度を目指す。

(2) 一者応札等の解消に向けた取組

① 調達改善の取組内容

複数年に渡って一者応札等になっている案件については、当該調達のため必要となる技術又は設備等を明示した上で参加者を公募するなどして、改めて特定の者だけが事業を実施し得ることが確認された場合には、随意契約による（以下、「参加者確認公募」という。）こととしているものがある。このような案件について、契約方式を選択するための手続や参加者確認公募を行った場合の価格の見積根拠等を精査するにあたり必要な手続を検討する。

② 調達改善の目標

複数年に渡って一者応札等になっている案件を参加者確認公募へ移行するのに適当な要件を整理する。

(3) 少額随意契約の更なる改善

①調達改善の取組内容

役務の提供で、平成 26 年度に少額随意契約としていた案件を平成 27 年度も発注しようとする場合等で、平成 27 年度の案件の予定価格が少額随意契約の範囲内となるものについては、一部を試行的に一般競争入札（最低価格落札方式）に付すこととし、その結果を手続の経済性、効率性等も含めて分析し、継続して行うことが適当か等について検討する。

②調達改善の目標

- a. 試行的に一般競争入札（最低価格落札方式）とする見込みの案件：30 件
- b. a に該当する案件の平成 27 年度の契約金額が、平成 26 年度の案件の契約金額の 90%程度を見込む

2. 継続的な取組

(1) 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用

ア 事務用消耗品等の購入

①調達改善の取組内容

共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。（他省庁、外局等）

②調達改善の目標

平成 26 年度は、事務用消耗品の 205 品目について共同調達を実施しており、平成 27 年度においては、使用する見込みが無いため取扱いを止めた 2 品目を除く、203 品目について共同調達を行う。また、コピー用紙の購入についても共同調達で行っている。

イ 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し

①調達改善の取組内容

新聞、雑誌、定期刊行物等の購入部数を精査し、調達数量の適正化の取組を進める。

②調達改善の目標

前年度に引き続いて調達数量の適正化の取組を行う。

ウ 役務

①調達改善の取組内容

共同調達を継続して実施する。（他省庁、外局等）

②調達改善の目標

平成 27 年度は、平成 26 年度に引き続き、4 件（配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務）の共同調達を行う。

(2) 適正な契約方式の適用

競争性のない随意契約については、今後も引き続き調達手続の透明性及び適切性を確保するため、全ての競争性のない随意契約について競争性の確保の余地、業務が一体不可分か（業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか）等について契約委員会において事前審査を行うこととし、十分な必要性が認められなかった場合は、競争性を有する契約方式に移行することとする。

競争性のある契約方式においても、発注条件や仕様書の見直し等により、適正な契約方式とする。

また、契約過程や契約内容の妥当性については、外部有識者で構成される物品・役

務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査の対象とする。

(3) 一者応札となっている契約の見直し

競争性を有する契約方式としているものの、一者応札となっている契約については、平成 25 年 2 月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参入による実質的な競争性の確保に努めることとする。

① 公告期間等の徹底

最低価格落札方式による一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については、公告を入札の前日（入札説明会を行う場合は入札説明会の前日）から起算して必ず 10 日以上前に行う（予算決算及び会計令第 74 条）。

総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価入札」という。）における提案書及び企画競争方式（以下「企画競争」という。）における企画書（以下「提案書等」という。）の提出期日については、公告等（入札の公告及び企画競争の公示をいう。以下同じ。）の日から起算して原則 20 日以上を確保する。また、入札説明会から提案書等の提出期日までの期間は極力 10 日以上を確保する。

② 競争参加資格要件の緩和

業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限することのないよう留意する。

③ 入札公告、入札説明書等のホームページへの掲載

入札公告等は、環境省ホームページへ掲載して広く参加者を募るとともに、入札説明書等を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにする。

行政事務の遂行に著しく支障となる等により入札説明書を掲載できない場合は、入札公告等には業務概要を付し、入札説明書等の交付は、窓口だけでなく、郵送でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。

また、ホームページへ地方支分部局等の調達情報のリンク先を掲載する。

④ 準備期間の確保

契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、事業者が準備に係る時間を十分に確保できるよう留意して受注者の決定時期を設定する。

⑤ 配点の設定

総合評価入札や企画競争においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。

⑥ 提案書等の分量の適正化

新規の事業者であっても積極的に競争に参加ができるよう、事業者に提出を求める提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量を設定し、過度の負担を課すことにならないよう留意する。

⑦仕様の明確化

入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの履行の可否の判断等を行うこととなるので、必要となる資財等の数量、業務に要する日数、業務の対象となる者又は地域等の情報はできうる限り詳細に記載する。

⑧報告書等の積極的な開示

過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に業務内容等が把握できるようにする。

(4) より適正な価格での調達に向けた取組

予定価格の設定においては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また、情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用したものとする。

3. 実施状況の把握及び自己評価の実施

上半期終了後及び年度終了後に実施状況を取りまとめ、自己評価を行い、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。

4. 調達改善の推進体制等

(1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。

リーダー : 大臣官房長

サブリーダー : 大臣官房会計課長

メンバー : 大臣官房会計課監査指導室長、
大臣官房会計課予算、決算、契約、支出各担当課・室長補佐
大臣官房各課・各部局総括課庶務担当課長補佐

なお、必要に応じて上記以外の職員を出席させることができることとする。

(2) 調達改善推進チームの業務

調達改善推進チームにおいては、以下の業務を行うこととする。

①調達改善計画の策定及び公表

②調達改善計画の進捗状況の管理

③調達改善計画の自己評価の実施及び公表

④その他調達の改善にあたり必要と認められる事項

(3) 調達改善推進チーム会合の開催

調達改善推進チームは、年に4回程度定例会合を開催し、各四半期毎の計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、必要に応じて定例会合以外に臨時の会合を開催することができることとする。

(4) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定や自己評価の実施等にあたっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長の森嶋昭夫氏、

委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。

なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。

(5) 人材育成、情報の共有等

契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手向けに行っている会計事務担当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも配付し再認識を促す等工夫をする。

5. その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

調達改善計画の策定要領に改定があった場合や計画の進捗状況等を踏まえ必要と判断される場合等には、所要の見直しを行うものとする。

(3) グリーン購入法、環境配慮契約法等への配慮

調達の改善にあたっては、グリーン購入法や環境配慮契約法等の調達に係る諸政策に十分配慮して行うこととする。

環境物品等に関する情報については、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適正に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク等を参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達にも努める。

(4) 外局及び地方支分部局等の取組

外局及び地方支分部局等においても、調達する財・サービスの種類や組織の特性を踏まえて、より適切な取組となる範囲で実施する。